課税期間開始後でも消費税課税事業者の選択変更が可能に

次の場合には、課税期間開始後であっても、税務署の承認を受けることにより、課税事業 者を選択する、又は選択をやめることができます。

| 主な要件 | 令和2年2月1日以後の任意の期間(1ヶ月以上)での売上が前年同期比概ね50%以上の減少をした場合で、かつ、当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得た場合 |
|------|--|
| 措置内容 | 課税期間開始後における次の届出の変更が可能 ①課税事業者 選択 届出書 ②課税事業者 選択不適用 届出書 |
| 対象期間 | 今般の特例法の施行後に申告期限が到来し、かつ、令和 2 年 2 月 1 日以降、令和 3 年 1 月 31 日までの期間に売上減少が生じた期間が存在する課税期間 |

この特例によって課税事業者を選択する場合には、**課税事業者を2年間継続する必要はな**く、翌課税期間に選択をやめることもできます。

注意!

国税庁から公表されている「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」その他新型コロナウイルス感染症に関する FAQ には新型コロナウイルス感染症の影響により、各種申請や届出など提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを受けられる旨の案内があります。この案内にある措置と、上記特例措置とは異なります。ご注意ください。

固定資産税(都市計画税)

中小企業者等は売上減少幅に応じて固定資産税等が軽減

償却資産と事業用家屋の固定資産税、都市計画税の軽減措置。

| 主な要件 | 令和 2 年 2 月~10 月までの 任意の 3 ヶ月間の売上高が 前年同期間比で 30%以上減少 [※] している 中小事業者等 |
|------|--|
| 措置内容 | 償却資産・事業用家屋に係る固定資産税(都市計画税)の課税標準を次の割合とする ・ 減少割合:30%以上50%未満…2分の1 ・ 減少割合:50%以上…ゼロ |
| 対象期間 | 令和3年度課税の1年分 |

^(※) 不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として 扱われることとなる見込み

スリーウェル経営

なお、令和 2 年度分の固定資産税(都市計画税)については、1 ページの「納税が 1 年間 猶予に」もあわせてご参照ください。